

佐賀県表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月25日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 佐賀県規則第42号

佐賀県表彰規則の一部を改正する規則

佐賀県表彰規則（昭和24年佐賀県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第1条</b> 知事は次の事項に該当する者について他に特別の定めあるものの外はこの規則の定めるところにより表彰する。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><b>第2条</b> 表彰は毎年5月9日に行う。但し、特別の事情があるときは随時行うことができる。</p> <p><b>第3条</b> 市町長並びに佐賀県議会議長、教育長及び警察本部長（以下「市町長等」という。）は、<u>第1条の規定による表彰に値すると認められるものがあるときは、毎年3月31日までに、被表彰候補者として知事に具申することができる。ただし、特別の事情があると認められるものについては、その都度知事に具申することができる。</u></p> <p>2 略</p>	<p><b>第1条</b> 知事は、次の各号に該当する者について、他に特別の定めがあるものを除き、この規則の定めるところにより表彰する。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>2 知事は、前項に該当する者のうち、その功績が特に顕著であると認められる者を特別に表彰することができる。</u></p> <p><b>第2条</b> 表彰は、毎年5月9日に行う。<u>ただし、特別の事情があるときは、随時行うことができる。</u></p> <p><b>第3条</b> 市町長並びに佐賀県議会議長、教育長及び警察本部長（以下「市町長等」という。）は、<u>第1条第1項の規定による表彰に値すると認められるものがあるときは、被表彰候補者として知事に具申することができる。</u></p> <p>2 略</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県表彰規則第1条第2項の規定は、令和3年5月31日から適用する。